

## 第六十三回 参議院地方行政委員会

## 議院地方行政委員会議録第七号

昭和四十五年三月十九日(木曜日)  
午後二時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

山内  
一郎君

委員

熊谷太三郎君  
安田 隆明君  
山本伊三郎君  
原田 立君

鍋島 直紹君  
増田 増田  
山崎 竜男君  
吉武 吉武  
恵市君 正武君  
竹田 四郎君  
和田 静夫君  
阿部 恵一君  
秋田 大助君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

自治省財政局交付税課長

横手

正君

政府委員

自治省財政局長

士郎君

長野

大助君

國務大臣

秋田

自治大臣

士郎君

鈴木

武君

本日の会議に付した案件

- 理事の辞任及び補欠選任の件
- 地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 理事の辞任及び補欠選任の件
- 地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。理事の辞任についておはかりをいたします。  
内藤君から、文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に安田隆明君を指名いたします。

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

○國務大臣(秋田大助君) たゞいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申しあげます。

まず、昭和四十四年度分の地方交付税につきましては、さきに六百九十億円を減額繰り延べることとされていましたのであります。地方財政等の状況にかんがみ、現行の繰り延べ額のうち三百八十億円を繰り上げて加算することとし、これに伴う地方交付税の総額の特例を設けることとしております。

次に、補正予算に伴い増加する地方交付税につきましては、さきの給与改定に伴い必要となる財源に充てるほか、現下の要請にこたえて公共用地の先行取得の促進のための経費を充実することとし、このため土地開発基金費にかかる単位費用を引き上げることとしております。なお、これらに要する額をこえる地方交付税については、昭和四十五年度へ繰り越して使用することとしておりまます。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山内一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。長野財政局長。

○政府委員(長野士郎君) お手元にお配りいたしております地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案関係資料といたがどざいます。その青い一枚目の紙の次のをお開き願います。法規要綱がござります。この要綱に基づきまして御説明申し上げます。

今回の改正は三点ございまして、第一点は、先ほども提案理由の説明にありましたように、地方交付税の四十四年度におきますところの総額の繰り延べが六百九十億円でございましたものを三百十億円に改め、三百八十億円を繰り上げて加算をする、こういう措置がとられましたに伴いまして、これに関連をいたしますところの関係規定を改正する、こういうことが第一点でござります。

○委員長(山内一郎君) これより質疑に入ります。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 いわゆる財政硬直化ということが表面化をしてから、地方交付税をめぐって予算編成過程で大蔵省と自治省とのやりとりといふものが何か年中行事化をしてしまった、そういう感じがいたします。昭和四十三年度は四百五十億円、四十四年度には……これは特に大臣に最初の部分というのをお聞きをしておかないとなりませんので、お聞きを願いたいと思うのですが、四十三年度には四百五十億円、四十四年度には六百九十億円という地方交付税の総額からの減額繰り延べ措置がとられてきたわけですね。そしてこうした措置について、国会では、実は地方交付税の本質に

かかる問題として私自身も取り上げて、かなり突っ込んだ議論をしたのであります。それは六十一年通常国会の速記録で明らかであります。ところがそうした議論がから打ちになつてゐる。言つてみれば議論が何ら踏まえられず昭和四十一年度もまた同じようなやりとりがあり、同じような結果になつておる。私たちがいまここで審議をしておうとしているこの法律案は、大蔵省と自治省とのやりとりの結果、言ってみれば妥協点としての昭和四十五年度の地方交付税総額から三百億といふ減額繰り延べ措置の四十四年度段階でのいわばついつま合わせのようなものである。そういう意味では、実はまたかといふ感じが強くて、こうした過程の繰り返しの中から何か新しい事態が生まれようとしているのでありますから、私たちとしても、そのことに無関心であるわけにはいかないと思うのです。

そこでお尋ねをしたいのであります。昨年一月六日付で福田大蔵大臣と当時の野田自治大臣との間に取りかわされた覚書書き、これには、昭和四十三年及び四十四年度においてとられた特例措置を、今後は避けるようになると明確になつてゐる。四十五年度にまた同様の特例措置がとられたいきさつは、どういうことであつたのか明らかにしてもらいたい。

○國務大臣（秋田大助君） 昨年一月六日に大蔵大臣と前自治大臣との間にかわされました覚書きの趣旨は今日も生きておるわけでございまして、問題の貸し借りと申しますか、この方式はこれを避けるべく、大蔵大臣との交渉に当たりまして極力その方針によつて当たつたわけでござります。しかしながら、いろいろ交渉の過程を通じて問題の原則の維持につとめたわけでございますが、結構の維持も可能であるということを考えまして、万やむを得ず御承知のような措置をとつた次第でござります。覚え書きの趣旨は今日も生きており

○委員長(山内一郎君) 〔速記中止〕

○委員長(山内一郎君) ちょっと速記をとめて。

○和田静夫君 大臣がこの覚え書きの趣旨といふのを明確に尊重していく、そういう立場で、いま私が述べたような趣旨のことが実現をする、そういう見通しを持たれてはいる、いまの答弁はそういうふうに理解しておいてよろしいですか。

○国務大臣(秋田大助君) この覚え書きの趣旨を徹底し、今後、今回とりましたような措置、すなわち貸し借りを国と地方財政の間に繰り返さないようにするためには、いわゆる特会直入といわれてある国税三税を直ちにこちらのほうの特別会計に入れてもらう。一べん国の会計に入れますから、その間にいろいろわざわざい問題を生じますから、その方法をやめまして、ただいまわれわれが主張をいたしておりますところの特会直入の方法をまずとることが先決要件である、これとともに、この問題を論じようということを大蔵大臣との間に、これは覚え書きにはしておりませんが、かたく公約をいたしております。そのことは大蔵大臣も認め、その趣旨で衆議院等においてもわせてこの問題を論じようということを大蔵大臣国会答弁に当たつておるわけであります。しかしながら、大蔵大臣としてはこのやり方には賛成いたしかねるという旨も言つておられます。しかし自治省との間に相談をしようということは、これは否定されておりません。したがつて、この問題を解決するのに前途多難を予想されますけれども、自治省といひたしましてはとくとお話をつけまして、その御了解を得たいと思っております。

○和田静夫君 いまの答弁を頭の中にそのまま置いて財政局長に二、三お尋ねいたしますが、自治省と大蔵省との間に大臣間に意見の違いがある、の間にも意見の違いがある、そう私は思つていまが、自治省の方々は、地方財政問題で大蔵省が

こうだとかどうだとかという説明をたくさんされますが、少なくとも同様に国家機構の一部として機能をしている以上、客観的には両者の意思といふものは別々に機能するわけのものではないわけです。だからこそ予算編成過程で両省が何べんも、何べんも繰り返して折衝して覚え書きなどと、いうものができ上がる、そう理解をいたしますが、その両者の一致点ですね、その一致点を私たちは内閣の意思として受け取つて、その内閣の意思を国会でも問題にしたし議論もしてきましたが、なんです。ところが、その意思が今度のように一ヵ月たたないうちに、大臣は、私たちが議論に参加をしたその主張の上に立つてたいへんな努力をつもるやうな約束をしまされたわけですから、とにかく一年もたたないうちにつかえられるのであれば、私たちの議論は一体何を判断の基準として議論をしてよいのかわからなくなるのです。確かに私たちは、新聞であるとか、あるいは自治省の方々が書かれる、あるいは大蔵省の方々が書く諸雑誌を通じて、大蔵省がどのような考え方をもち、自治省がどのような思考をしているかといふことを知つてはいますが、そのそれぞれの考え方方にについてそれぞれの大臣に質問をして議論をもう一歩展開をしろということなのか、さきの国会で私自身もあの覚え書きについてあれだけ議論的なることだけれど。四十五年度以降はそういうことを避けていこうという大臣間の約束もできましたことだし了解をしてもらいたいということを国会に対して言明をされたわけですよ。あのときの――時のがれの答弁だと私は理解をしていません。そしてあの法律が通つたことを考えてみますと、あのときのやりとりを通じての私たちに対する約束ごとといふものが破られるということにして現実ならうとしてあるわけですから、その政治責任は私は問われてもしかたがないと思うのですが、いかがお考えになりますか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほどからのお話にありますのは、私どももよくその経過についても存じ上げておるつもりでござります。まあそういうことで昨年の両省の関係につきましては、確かに覚え書きがございまして、二つ問題を指摘しておったわけでござります。大きく言いまして二つ問題を指摘しております。一つは、当分の間交付税率の変更については相互に変更を求めるというようなことはしないということが一つと、それから四十三年度及び四十四年度にとられたような特例措置を今後避けるようにする。そのため別途地方交付税の年度間調整の措置を検討する。こうしたことになっておったわけでござります。で、この点につきまして、その後いろいろ両省間で折衝が持たれたわけでございますが、地方交付税の年度間調整という問題につきまして、まあ、正直に申しまして私どもの考えております年度間調整といふ問題についての考え方と大蔵省の考え方というものとの間には、いろいろ議論はいたしましたが、やはりなかなか両省の意見が一致するところまでまいりません。はつきり申しまして非常に相違を見て、平行線をたどつていたわけでござります。また同時にその内容の中心になりますものは、結局は交付税というものをどう考えるか、交付税の基本的な性格というようななものから出発をしてくるわけでございまして、そういう意味で先ほども大臣が申し上げましたように、その前提として、自治省としては、われわれがかねがね主張しておりますところの特別会計直入方式といふものとをまず実現しなければならない。これを実現した上での年度間調整ということであるべきだ。同時に年度間調整をいたしますための調整の基準と申しますか、そういうものはやはり地方の自主的な立場に立つて調整をするというかくこうでなくちやいのかぬ。元来それは、そういう意味では地方団体ごとに自主的に考えていくということが正しいあり方だと思うけれども、百歩譲つてもそういふ地方団体、地方自治というものについての固有の財源としての交付税というものの性格をそこな

わかりませんが、これはやはり交付税の基本的な性格なり、交付税というものが地方の国有の財源といふことであります以上は、国税三税の三二%というものにつきまして、これは地方の財源として確保したいということござりますから、それがどういふ理由にせよ減額をされて交付されるというような特例、これを俗に貸し借りと言つていいと思ひますが、そういうことは、そういう原則なりたてますからいつて、これは法律でございますから、法律の特例を開けないわけではございませんけれども、決して好ましいことではない、こういう考え方方が基本である、この点につきましては、政府部内でそうじやないのだという意見は私はないと思つております。いずれもこの点は、避けるべきだという考え方としては一致をいたしております。

○和田静夫君 そうなると私はきわめて単純に考えてみて、地方交付税が地方団体の固有の財源であるといふ判断について異論がないとするならば、そもそも地方団体のものを国のレベルでかつてやりとりすべきではない、まあそう思ひますね。そこで、いまも言われましたが、地方交付税が地方団体の固有の財源であるといふことの意味ですけれども、自治省の関係の答弁は、いまもお答えになつたように、従来地方交付税法の第六条第一項の文言が「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二」をもつて交付税とするのであって、百分の三十二に相当する額と表現をしてないことを理由に、地方交付税が間接課徴の地方税であるといふ見解をとつておられたのありますけれども、その見解はいまも変わつていませんね。

○政府委員(長野士郎君) 変わつてないと思つております。

○和田静夫君 地方交付税が間接課徴の地方税であるといふのであれば、つまり地方交付税の本質は地方税なのだとすることであるならば、そこから、どう考へてみても、国のレベルで年度間調整を行なうといふ論理は私は出でてこないと、前に

申しましたが、そう思ひます。しかるに、自治省も、最近は、どうも地方交付税制度に年度間調整を導入することと自体には反対をしていないと思われる節が非常に濃厚になつてきていると思うのです。たとえば細郷事務次官の発言なんかを見てみると、地方財政の年度間調整は、個々の地方団体においてそれぞれ行なわれるのが本来の姿であることはもちろんあるが、地方財政全体を通じても、つまり、国のレベルでも年度間調整は考えられてもよい、という言い方になつてきてるわけですね。こういうことは、地方交付税は地方団体の固有財源であるといふ方が同じようにとられていても、何かその意味するところが大蔵省の見解に非常に近くなつてしまふにとれるのです。大蔵省は、財政制度審議会に提出した資料の中で、御存じのとおり地方政府交付税が税という名称をとつたことによって、平衡交付金と違つてその本質は地方税であるといふ向きもあるが、大かたの見解としては、平衡交付金と同じく財政調整資金であり、税という名称に決定的な意味はないとしている、と明確に述べているのですね。また昨年五月八日の本委員会において、当時の大蔵省の相澤主計局次長は、私の質問に答えて、「地方交付税の本質につきましては、その財政制度審議会の意見にも出ておりますが、その多くの学説が認めておりますとおり、また昭和十五年に創設されました配付税制度以来の取り扱いが示しておりますとおり、これは、国が地方に交付する、地方財政調整のために国が地方に交付する交付金であるといふ本質は現在も変わらないといふふうに考えております。ただその総額が、現在の地方交付税制度のもとにおきましては所得税、法人税及び酒税という三税の収入額の一一定割合といふふうに法律に定められております。その限りにおいてこれは国が義務的に地方に交付すべき金である、そういう意味において大蔵大臣も固有の財源であるといふような答弁をしておりますが、私どもはその交付税の本質につきましては先ほど申し上げましたとおりのもので

あるといふに考えております」という答弁があつて、それから私とやりとりがあるわけです。私はさきの国会で、ミライ取りがミライになつたと言つたのであります。最近では、自治省の見解も大蔵省のいま読み上げたこの見解と変わらないものになつてゐるのではないかと考へられてしかたがありませんが、いかがですか。

○政府委員(長野士郎君) いろんな見方も、確かに、交付税をめぐりましては行なわれておることは御指摘のとおりだと思います。

しかし、私どもは、交付税につきましては、やはり実質的な意味で地方の固有の財源であるというふうに考へてあるわけでござりますが、たゞ、いまの予算の上におきましては、交付税交付金というような形で予算の歳出に立てられるというふうな意識的にそういう費目の名称を使って予算編成をしたということがあるかもしれませんけれども、これはちょっとせんざくする余地もございれは、ある意味では予算の作成上というよりは、むしろ意識的にそういう費目の名前を使つて予算に出で立たれてあるということが、いろいろ交付税をめぐる問題を起こしてゐる一つの理由にもなりうかと思います。それから、年度間調整という問題につきましては、お詫のよろを御意見は、もちろん私どもも本質的に地方団体がそれぞれ自主的に行なうべきものだと思ひます。思ひますが、百歩譲りましても、地方財政全体としての立場で、地方財政といふサイドで考えていくとどうことがどうしても確保されなければならない。つまり、それは逆に申しますと、——逆と言ひますか、まあ、地方財政の運営といふものが景気の浮沈によりまして、そういうものに強く結びついた財源としての大きなものが交付税でござりますから、そういう意味では、地方団体が安定した形で長期にわたつて計画的に財政運営が確保されるというような形での年度間調整ということは、ある面で私どもは望ましいことだと思います。ただ、

それがどういう形で行なわれるか、どういうやり方で行なわれるか、年度間調整という限りにおきましては、その面でも確かに長期にわたる財政運営の健全化がはかられるという要素はございます。ただ、それが国の財政の都合というようなどでやられるということになりますと、それはまたことばはいろいろ言われますが、国、地方を通ずる財政の運営の円滑化のためだとか、いろいろを言いの方もできますけれども、そういう形でやられるといふことになりますと、そこにたいへん問題が起きるということで、考えていかなきやならないのじやないだろうか、そういう実質を伴つた年度間調整であるならば、これはある程度考えていくことがむしろ財政の長期的な、計画的な運営の立場は買き得る形での年度間調整であるといふ意味であるならば、またそういう実質を伴つた年間調整であるべきである、あくまで地方財政の自主的な立場は買き得る形での年度間調整であるといふふうか、こう考えておるわけでござります。問題は、ですから、年度間調整といふことばをめぐらましても、やはり交付税といふものについてのものの考え方方が非常に異なる見解もそれがあるといふこととありますけれども、自治省としての考え方方が非常にそうでない方向にどんどん進んでおるというようなお話をございましたが、私どもは決してそのように考へてはおりません。

萬省の考え方に対する、自治省はどういう見解をお持ちになるのか、ひとつお聞きしたいのです。それからさらに、いま年度間調整の問題について、たとえば「細郷新自治事務次官に聞く」という昨年の十一月七日の自治日報によると、年度間調整制度については検討するということになつてゐるが、まだ成案は持つていません。こういふうに事務次官は述べているのですが、自治省はそれからかなり時間的に経過を一四カ月ばかりしてしまったが、それじや、いま財政局長述べられたある意味では必要だなどというようなその年度間調整の制度はどういうものなのかな、明らかにしてもらいたいと思います。

これが今後の地方行財政の一つの水準なり需要を反映しておるものとも私どもは思わないわけで、經濟の成長とといいます場合にも、それによつて国民の生活水準は上がつてしまふわけだとさいまよろしが、ただ、それに対応するような地方行政が受け持つておりますところの社会公共的な施設の整備なんといふことが非常に立ちおくれておるような現状であります場合に、それと必ず合つたテンボでなければならぬといふことになりますと、一そうその開きが、ある面では広く広がつてしまふことにもなりかねないということをございます。また、景気が不況になるといふような場合でも、地方行政の当面担当しておりますのは、景気のいい悪い、好況、不況にかかわりませず、どうしてもやつていかなければならない仕事をいうものはたくさんあるわけでござりますから、そういう意味で行政の水準を長期的に確保していくといふもののかしといたしまして、国の予算の規模でありますとか、経済成長率といふようなものを必ずしも用いだけで済むといふわけではないといふふうにも思われます。ですから、こういふ面ではあくまで地方の行政水準の長期的な遂行といふ意味での客観的なもののかしといふものをつかまえなことが、どうしても必要になつてくるのじやないかといふふうに思われるわけでござります。まあ、そのもののかしの発見といふことがいろいろむずかしいわけでござりますけれども、議論の中には、確かに国の一般会計の規模と同じ程度の規模であると考えていくのが一番簡単じゃないかといふ議論も議論としてあり得るかと思ひますけれども、私どもとしては、いまこういふことで考えるわけにいかない。それはやはり地方財政の機能とか、地方財政の受け持つている責任といふものが、あるいは地方交付税の本來的な性格といつたましても、そういう国家財政にすぐ応じていくところまでもうけのものではない。やはり役割りなり機能なり、それから性格が違つておるといふふうにも思われるわけです。正直申しまして、いまのところまだそういうものの研究をさらに続けていかなければ

ればならないと思つております。この点について  
は、地方制度調査会におきましても、この基準は  
もつと慎重に検討しろ、たゞ、とりあえずやるべ  
きことは、特別会計直入方式だけをまず実施をし  
ろという答申をいただいておるわけでありまし  
て、私どもも、今後も鋭意こういう意味での検討  
は続けてまいりたい、こう思つております。  
○和田静夫署 昨年十月二十三日の財政制度審議  
会の第一特別部会で明らかにされた大蔵省の見解  
の中で、私が特に注目をしたのは、大蔵省が、地  
方交付税制度が全体として指向しているはずのあ  
るべき行政水準そのものに対してもんへんな攻撃  
をかけてしると判断をいたしたその部面なので  
す。大蔵省の見解によると、地方の行政水準なん  
といふものは数限りなくある、各地方団体の規模  
とか、あるいは現在の行政水準なども千差万別で  
ある。実際問題として客観的で合理的なシビル・  
ミニマムの設定なんといふもの自体がむずかしい  
ということを大蔵省は言つているのです。そういう  
ことになると思う。つまり大蔵省といふのは、  
基準財政需要額の算定を通じて、あるべき行政水  
準を設定をして、それを財源的に保障するという  
地方交付税制度のたてまえそのものを否定をして  
て、基準財政需要額を交付税の単なる配分基準と  
しか考えていない、私は一言で言えばそういう  
ことだらうと思うのです。その大蔵省の見解に  
対して、自治省の細郷事務次官は昨年の十一月七  
日の自治日報の一問一答を通じて「行政設置の  
基準」というんですかそういうものもなしに一体今  
の複雑に変貌している時代に財政が運営できるか  
どうか、私は疑問に思ひますね。目標なしにゆき  
あたりばつたりの財政運営をしろというのなら別  
ですが、時代の要請にはマッチしていません」、  
こういうふうに述べてゐるわけです。そこで、地  
方交付税が財源的に保障しようとするあるべき行  
政水準といふものは、一体どういうものであるか  
といふことをあらためて考えてみたわけですね。  
要するに、モデル、すなわち標準的な規模の團  
体、あるいは施設を選んでおいて、そこにおける



常例化してきておると、ことと関連をするわけですが、しかしながら、これは本来常例化すべきものではぬよなあ。(ふうねつ、補正)

予算の追加増額という形が、これも異例のことではないかと思うのであります。こういったものがある程度始まってまいつておりますから、それに応じて交付税の繰り越しとすることもある面でござるを得ないということのように私どもは受け止めざるを得ないのじゃないか、こう考へてゐるのであります。

（和田龍太君）おなておられるごとの説明はわからぬわけじやないですが、全く単純に考えてみて、昭和三十五年以來約十年間という形で続きま

○政府委員(長野士郎君) 結局、これは国の補正とどうなことが、補正の必要が出てくるということとも関連をするわけでござりますが、その点ではいろいろな行政の施策というものと、一方歳入におきまして、非常な歳入の自然増があるといふことと、両方の関係も出てくるわけでござります。つまり、それは経済成長が非常に何年か続いておりまして、そしてその点において異常を伸びを示している。その一面、また措置すべき歳出要因といふものがいろいろ加わってくる、こういうことの繰り返しが続いてきた。それに応じて交付税においても、増額が年度末に至つて、繰り返しという語弊がござりますけれども、相当な回数追加交付という形が出てきた、こういうことではなかろうかと思うのであります。これはしかし、景気にお常に左右される面もあるわけでございまして、私どもこれが常例化しておるというふうに言はざるを得ないものであるかどうか、この点についても、やはり相当また別の用心と申しますか、慎重な態度といふものやはり考えておかなければなりません。そういうことをいたしますと、そういう面で年度間にわたつての健全化のための運営のしかたといふものの一つの方法として、年度にわたつて繰り越していくといふこともある程度考えておくこと

より計画的かつ合理的な財源配分を行なうためには、年度末近くになつて特別交付税として交付するよりも、これを翌年度へ繰り越し、明年度の交付税総額に加算して配分する方が適当と考えられたことから特例法として提案され「云々とあるわけですね。そうすると、この文言には、こうした特別立法をする特殊な事由については何ら触れておらぬわけですね。いまのところは何ら触れておらぬ。「より計画的かつ合理的な財源配分を行なうためには、年度末近くになつて特別交付税として交付するよりもこれを翌年度に繰り越し、明年度の交付税総額に加算して配分するほうが適当」なのだ、こういう考え方が根元にあらわれていてるわけでしよう。そうすれば、自治省においてはこういう考え方がすでに一般化しているのじやないですか。

○政府委員(長野士郎君) それは年度末において交付税が、その額、増額の程度にもよりますけれども、単年度に措置すべきものを上回りまして交付税が増額いたしましたような場合、そういう場合に長期的に安定的な運営を保障する意味で繰り越しといふことが適当な場合がある。そういう場合には、やはり常例といたり、そういう場合が何回か起きてきましたのでそういうことにいたしました、いたしましたほうがいいということでございまして、たとえばこれが九月に補正されるとか、ある

をして実行していくことは、とても年度内にできるというふうにも思われません。そうでありますならば、翌年度のものとしてこれを計画的に財源として必要な事業を実施してもらうといふことのほうが、運営の合理化にも資するのではないか、まあこう考へるわけでございます。  
○和田静夫君　自治省の昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案に対し、衆参の地方行政委員会が付した附帯決議ですね。

地方交付税制度の運営の情況をみると、ここ三年間、毎年度百億円程度を翌年度に繰越す措置を講じてゐるが、現下の地方財政の動向と地方政府水準の現況にかんがみ、政府は、今後次の点について検討すべきである。

一、本制度が、地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにあるにかんがみ、基準財政需要額の算定にあたつては、進展する地方行政の実態に即した合理的かつ妥当な単位費用の積算等を行ない、交付税の全額をその年度内に交付できるようにして、地方財源の確保に万全を期すること。

右決議する。

この附帯決議の実現のために、一体どれだけの努力をされましたか。

うなことで考えて措置をいたしたいと思っておるわけでございますが、それ以外には、やはり来年度の交付税の問題として、単位費用の改定その他を考慮ます場合の一つの交付税の総額としてこれを合わせまして、需要の正確な測定に資していくと、というような方法で、現在まで繰り越しました場合にはそういう計らいをいたしてきましたと、まあことういうふうに私どもはやってきたと考えておりま

す。

○和田静夫君　では、土地開発基金について若干お尋ねしますが、土地開発基金の設置の状況について、概要と申しますか、お知らせください。

○説明員(横手正君)　土地開発基金の設置状況並びに運用状況につきまして御説明いたします。本年の一月末現在でございますが、道府県分にありますては、東京都及び神奈川県並びに栃木県の三県を除きまして、土地開発基金を設置されております。で、二月末現在の積み立て額は二百四億円という結果になつております。なお、その運用状況を見ますと、基金によりましては、直接用地の購入に充てましたものは六十七億円、土地取得の特別会計等に貸し付けて運用いたしておりますのが四十二億円、開発公社あるいは市町村、こうしたところへ貸し付けておりますものが十七億円、その他見返り融資等を条件に金融機関に預託しておるものもござります。運用残高は約七

が、財政運営の長期の健全化のためにも適当ではないか、こう考えるわけでござります。  
○和田謹夫君　お説ですがね、そうすると、これは一体どういうことになるのですかね。自治省が昨年出された「地方交付税制度沿革史」これの一〇五ページですが、昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案に触れて、「現行の地方交付税制度では、交付税の総額については単年度ごとに年度間の調整を行なう建前はとつておらず、不足ならば調整率で圧縮するし、余った場合は特別交付税に算入することとして毎年度予算に計上された交付税の総額を年度内に分配してしまえ」という考え方をもつたのが、

いは十一月に補正があるということになりますと、やはりその年度の中で配分すべきものが需要ます。そして十分見込み得るものが出でるような場合には、これは措置することもできると思しますが、なるべくそういう原則に従つていくと、どうして措置することが適当だと思いますけれども、この三月に至りまして、そういうような大きな額の増加配分ということをいたしましたことよりは、三月の増加のような場合には、むしろ翌年度へ繰り越して、計画的に配分をしていくこととのほうが適切であるといふように考へるわけでござります。地方団体いたしましても、これから追加補正をいたしまして、事業を計画的で且加補正を

○政府委員(長野士郎君) 確かにお話のよう、繰り越しとどうことが私どもも原則だといふたてまえとして、原則で条例であるといふうは考えておるわけではございません。ただ交付税の増額の時期によりましては、やはり来年度れを繰り越しまして、そして長期的な安定の運営に資するほうがむしろ適當だという、そういうことで、繰り越しといふか、補正に伴つての単位費用の合理的な改定ということは、なかなか時期的にも技術的にも非常に困難な問題がござります。そういう意味では、今回の場合は土地開発基金に対しますところの単位費用の引き上げ等は、できるだけまつぱやつてひき上げ

をして実行していくことは、とても年度内にできるというふうにも思われません。そうでありますならば、翌年度のものとしてこれを計画的に財源として必要な事業を実施してもらうといふことのほうが、運営の合理化にも資するのではないか、まあこう考へるわけでございます。  
○和田静夫君　自治省の昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案に対し、衆参の地方行政委員会が付した附帯決議ですね。

地方交付税制度の運営の情況をみると、ここ三年間、毎年度百億円程度を翌年度に繰越す措置を講じてゐるが、現下の地方財政の動向と地方政府水準の現況にかんがみ、政府は、今後次の点について検討すべきである。

一、本制度が、地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにあるにかんがみ、基準財政需要額の算定にあたつては、進展する地方行政の実態に即した合理的かつ妥当な単位費用の積算等を行ない、交付税の全額をその年度内に交付できるようにして、地方財源の確保に万全を期すること。

右決議する。

この附帯決議の実現のために、一体どれだけの努力をされましたか。

うなことで考えて措置をいたしたいと思っておるわけでございますが、それ以外には、やはり来年度の交付税の問題として、単位費用の改定その他を考慮ます場合の一つの交付税の総額としてこれを合わせまして、需要の正確な測定に資していくと、というような方法で、現在まで繰り越しました場合にはそういう計らいをいたしてきましたと、まあことういうふうに私どもはやってきたと考えておりま

す。

○和田静夫君　では、土地開発基金について若干お尋ねしますが、土地開発基金の設置の状況について、概要と申しますか、お知らせください。

○説明員(横手正君)　土地開発基金の設置状況並びに運用状況につきまして御説明いたします。本年の一月末現在でございますが、道府県分にありますては、東京都及び神奈川県並びに栃木県の三県を除きまして、土地開発基金を設置されております。で、二月末現在の積み立て額は二百四億円という結果になつております。なお、その運用状況を見ますと、基金によりましては、直接用地の購入に充てましたものは六十七億円、土地取得の特別会計等に貸し付けて運用いたしておりますのが四十二億円、開発公社あるいは市町村、こうしたところへ貸し付けておりますものが十七億円、その他見返り融資等を条件に金融機関に預託しておるものもござります。運用残高は約七



一  
ます。

○和田勝夫君 各地方団体がそれぞれの資金によって具体的に何を取得しようとしているかといふことについては、必ずしも明らかでないと思うんですけれども、その点についての自治省の指導方針というのはありますか。

○説明員(横手正君) これは土地開発基金の制度の活用を、本年度から特に地方団体に指導いたしておりますが、その趣旨とするところは、公共用地の先行取得でございます。二年先、三年先なりに当然必要となりますような公共用地、これを早めに手に入れる、それによりまして土地の値上がりしまして際に大きな財政負担になることをできるだけ安く押えて処理する。こういった方向のことを行なわせるがためとして、目的とするところは、公共用地の先行取得と、こういうことで地方団体の指導にも当たつておるわけでございます。

○和田静夫君 四十五年度の予算編成の過程で、

いわゆる減反農地買い取りの問題がたいへん問題になりました。そしてそのときに、この基金の活用が話題になつたのであります。この基金が都市化の進展に伴う地価の上昇という、そういう状態を踏まえて、比較的市街化された部分の公共用地確保を目的としたものである以上は、この基金の性格といふのは、米価調整に伴う減反農地買い上げに私は全くならないと思うのですがね。自ら省の見解を聞いておきたいと思います。

○政府委員(長野土郎君) 土地開発基金は、先ほど来お話をありますように、公共用地の先行取扱いを目的としておるものでありますから、それが都市的なところでは市街地に公共用地を先行取得するという必要が多く起つてくるということは、これはもう当然だらうと思ひます。同時に、またいろんな公共用地の取得の必要がいろんな場所においてあります場合には、それはその運用の範囲内で水田買い上げといふことが行なわれることも必要になつてくるわけでござりますから、そこで農地をその場合に取得することが適当だといふことはあります場合には、それはその運用の範囲内で水田買い上げといふことが行なわれることも必要になつてくるわけでござりますから、それともは決して差しつかえるものじやないと思つ

ております。そういうおのずからの範囲は限定がありますが、そこでまあ水田買い上げ問題といふのは、目下のある意味では急務といふことにも言われておりますから、それと公共用地の先行取得という目的が合致します限り、そういう活用をはかるといふことも、これはあえてそれを妨げをきやならないといふ理由は、私どもはないと思つておりますが、土地取得のための基金の活用としてことで水田の問題を考えました場合には、いま申し上げますように、公共用地の先行取得といふことの範囲を出るべきものでは私はもちろんない。しかし、これは土地開発基金だけではなくて、起債におきましても、公共用地の先行取得債でありますから、そういうものをならみ合わせながら弾力的な活用が公共用地の先行取得としては行なわれていくと、こういうことに相なつておりますし、その場合に水田買い上げといふことの一つの大きな方向とも適合する限りは、水田の買い上げといふことは差しつかえるものじやなかろうと考えております。

なものがあるわけでございまして、それから学校の用地、その他もござりますから、そういうものの配置といふものは、都市計画地域でありますれば、都市計画の事業遂行といふことに合致してやつていくということは、もうお説のとおりであります。そういう際に、その場所にたまたま農地があつたと、あるいは宅地があつたと、道を隔ててあるいは農地あるいは宅地である場合に、農地の買上げという国策といいますか、そういう問題をあわせて考えれば、どちらを買うことも許されるという場合がありまして場合に、農地を買うということでありましても、これは一向に差しつかえないことではなかろうかと思ひます。

○和田静夫君（まあきようの冒頭の大蔵の答弁といふのを静かに見守つてみたいと、こう思ひますが、こういうようなら、ターンでこういう法律ができてくることについては、残念ながら反対せざるを得ません。

○原田立君（若干お伺いしたいと思います。先ほども年度間調整の問題がいろいろと議論されましたが、四十三年、四十四年、四十五年と三回ここでやつてきたわけですが、こういうようなことが今後も必要と考えているのか、自治省はどうなんですか、今後も必要だと思われるのかどうか。）

○政府委員（長野士郎君）（年度間調整という場合に、いろいろな意味があるわけでございまして、私どもは、厳密にいいますと、先ほど来申し上げておりますように、交付税総額を減額して国との間で貸し借りをするというようなことが、それも年度間調整だと言つてしまえば、広義においてそうでございましょうけれども、そういうような形の調整というものがあるとしますと、そういう形のものは、これは避けるべきであるというふうに思つておりますが、本来地方団体あるいは地方財政の立場におきまして、財政運営を長期に安定していくきますために、つまりそれは景気の好況とから不況に影響なく、地方団体としては、いわゆる生活環境の整備とか教育あるいは消防、治安といふ

ふうな問題は、そういうものと関係なく、当然整備をしていかなければならぬ問題でござりますから、そういう意味で長期安定的にやっていきまして、たゞ、そこで必要な年度間調整といふものは、これはあるだろうと思うのでございまして、そういう意味での年度間調整につきましては、ぜひとも新しい基準を置いて、地方財政の自主的な立場において考へ得るような目標を設定、それに到達する基準というようなものを客観的なものをとらえまして調整をしていくということは、これは必要だろうと思つておりますが、いまのようないわゆる貸し借り的な年度間調整は、これは避けるべきだ、こう思つております。

○原田立君　自治省と大蔵省が話し合つて地方交付税の額度を変える、翌年に繰り越していく、そういうふうなことはやるべきではないといふお話をうながす。それから地方団体の中で年度間調整のことは、これはあり得るであらうといふお話をだと思うのです。それで、そういうふうにはつきりしておりながら、私たちも四十三年のときも四十四年のときも、こういうような措置は行なうべきではないということを強く言つてきた。ところが、また今度四十五年度もやろう。こうなると、自治省は一体そんなどまで、私と同じような考え方で基本があるのに、それをまたどうして四十五年度も同じようなことをやるのか、はなはだ疑問に思つてゐる。政治的配慮といふことで今度なつたのか、どういう理由でこうなつたのか、その点はいかがですか。

○政府委員(長野士郎君)　これは、先ほども大臣がお答えになりましたとおり、年度間調整をこういう形でやるということは、これは避けるべきものであるけれども、諸般の情勢からいたしまして、来年度の地方財政の問題を考えました場合に、交付税の額度も相当伸びを示し、また地方税の自然増収も、相当大幅な減税にもかかわらず、相当な増加が見込み得る。そういうこととともに連絡をいたしまして、いま総額の減額といふこと、を考えます場合には、今年度からの繰り越しもあ

わせて考えますといふと、四十四年度と同程度あるいはそれ以上に地方の行政水準の引き上げということの見通しがつき得るといふことでございませので、いろいろな事情から万やむなくといふことになりましようか、減額措置を講ずることになりますから、やり方としての問題いろいろございますが、結局それも後年度におけるところのある意味の財源保障といふことにもなるわけありますから、やり方としての問題いろいろございといふ見通しのもとに、そういう措置をとらざるを得なかつた、こういうことだと思つております。

○原田立君 はなはだ局長の御答弁は矛盾していると思ひますね。いまのお話の中にも、諸般の情勢によりといふまくらことばを置いておいて、そして万やむを得なかつたのだといふうにお話になつたのですが、前のお答えのときには、国と地方との貸し借りといふものはあるべき性格のものでないといふことをはつきり断言なつた。たいへん矛盾していると思ひますね。これは先ほども和田委員からもお話をありましたけれども、地方自治の本旨を守るといふ大きな問題、あるいは地方交付税は地方団体の固有の財源である、そういう問題、そういうのが背景になつてゐる。諸般の情勢により万やむを得なかつたといふことで基本がくずされるといふことは納得しがたい。これは四十三年もやり、四十四年もやり、そして今度もやるということになると、四十六年もやるのかといふふうにお聞きしたくなります。一括してお答え願ひます。

○政府委員(長野士郎君) この前の、昨年の自治・大蔵両大臣の覚え書きは、私どもはそのままその精神にのつとて考えていかなきやならないものと思つておりますから、今後はぜひそういう措置を避けるようにしていただきたい。まあそのためには、やはり別途に交付税における年度間調整制度、さらには特別会計直入方式の可否について自治・大蔵両省の間で検討を続けていくこと

になつてゐるわけあります。昨年からことしにかけましても、そういう意味での年度間調整についての検討は両省間で行なわれてきたわけでござりますが、やはり年度間調整というものの制度を確立するための用意といふものがなお十分でないところとて、年度間調整といふものが現実には制度的に行なうことができなかつたという状況でござります。そこで本年もさらに続けて特別会計直入の方式の可否、年度間調整の引き続きの検討ということを両省間において行なつていくといふことに了解をしておるわけでござります。そういうことでございまして、本年においても万やむを得なかつたといふことになつておるわけでござりますが、来年度、あるいは再来年度でございますか、再来年度さらによるとかといふお尋ねに對しましては、私どもは、ぜひ避けたい、そうして合理的な年度間調整の方式にこれを切りかえていきたいといふふうに考えております。

は当然に考えていくべきものだと思つております。  
特別会計直入と申しますのは、現在国税三税の三二%が國の一般会計予算の歳出として組み込まれてゐる、そこから特別会計へ入るという仕組みになつております。それが交付税交付金といふ形で組み込まれておりますが、そのことが國の財政の非常に便直化の原因のようを意見といつますか、そういう論議が非常に多いわけあります。それはやはり歳出の経費の一費目と考えるからこそそういう議論が出るわけでございまして、元来そういうものではないといふことを明らかにいたしますためには、これは特別会計直入というのは単なる技術的なものというよりはむしろそういう本來の性格を明確にする意味でもどうしても必要だというふうに地方制度調査会もお考査のようでございますし、私どももその趣旨に沿つて努力をしてまいりたいと思いますが、他面別の意見も非常にあることではありますから、その特別会計直入方式を実現するという見通しといふものは、これまたいへんいろいろな意味で困難はあると思ひますけれども、できる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

いたいと思うのです。それから、別な問題に入りますけれども、この四十四年度三百八十二億円が翌年繰り越しになつてゐるんですけれども、これはまあ現時点になつてこういうふうな処置をしたといふことなんか、それともあらあらこういう予測は最初のほうからできておつたのか、その点はどうなんでしょうか。くそ意地悪い言い方をすれば、最初からこういうふうにやる計画を持っていたのを最初は出さなかつた、いまここへきて出しているんじやないかとこいつような感じがするんですけれども、その点のお考えはいかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 四十四年度の補正予算がどういう形と内容になつてしまひるかとこどもは昨年からある予測を持つておつたかといふことでござりますならば、このような形になるとこいつ予測は持つております。したがいまして、給与改定をおきましても、昨年の臨時国会で御決議を願ひましたように、当時の給与改定の財源に不足を生じました。そこで、二百億円を借り入れまして、そして給与改定の財源に充てることができるというのを認めを願つた法律改正をいたしたわけであります。ただその当時は、追加補正ということが、内容ははつきりはいたしませんでも、ある程度国として避けられないのじやないかという予測はいたしておりました。そこで、あの法律には、もしもとで追加補正のことが起きました場合に、交付税がそれによつて増額されまつた場合は、増額される限りにおいて二百億円の借り入れといふものがだんだん減つていつてよろしいんだという形の法律の附則を課していくだきましたして、御承認を願つたわけがございます。結果におきましては、先ほどから申し上げておりますように、九百九十五億円といふ交付税の増加を見たわけでござります。そこで、給与改定關係経費三百三十一億といふものもこれで処置をすることができましたので、一百億円の借り入れといふ必要はなくなつたわけであります。それから、土地開発基金費二百八十二億円を追加して配分する

ことでもあります。それでその余の三百八十二億円を来年にまあ繰り越すということになりました。このことは、結局、国税三税の増加に伴いました。地方財政におけるところの緊急な歳出要因があるということで、国としても、六百九十億円の交付税の減額、それの借り入れという形を取りやめまして、三百八十億円を繰り上げて返してきました——繰り上げて返してきたというと語弊がござりますけれども、繰り上げて返してきて、結局三百十億円の減額にとどまつたというところでございまして、そのようなことでござりますので、この内容が当初から当然わかつておつたといふことではございません。

○原田立君 初めからわかつてないんならそれでけつこうですが、こういうふうに交付税を非常に小刻みにいろいろやつてある、そう疑いたくなる。こういうふうな変なふうなことはないようになります。これから地方に返つてきますか、はつきりが約九百十億円になるのです。これは一体どうりしてくるだろうと思ひますけれども。

○政府委員(長野士郎君) 九百十億円につきましては、この次の交付税法の一部改正法で御審議を願うわけでござりますが、これは四十六年度から

四十八年度までの間に、四十六年度三百十億、四十七年度三百億、四十八年度三百億ということで、そういうことで交付税総額にそれぞれの年度に加算するということになつております。ただし、方財政の状況その他の状況に応じては、年度割りというものの額は別の法律の定めるところによつて変更されることがあるといつたと書きもつしておりますけれども、そういう形で、いまのところは三百十、三百、三百といふ形で、それの年度に交付税総額に加算するということになつております。

○原田立君 自治省から、地方交付税の特別会計へ繰り入れる件についての諸問題を地方制度調査会に、その問題に限つて諸問題をする、そういう考え方

なりませんので、かなり日数がかからうかと存じます。これを大分けいたしまして、市と町村、こうした形で分けますならば、早急にそうちした資料は用意いたしたいと思います。

○原田立君 早くできなければ、市町村でまとめてもけっこう。そのあと詳細のができたらば見せてください。

それから、今回の追加算入額ですね、道府県だけ追加算入をして、市町村にはしてない。まあ市町村のほうは数が非常に多いから、計算のしかたがややこしい、むづかしいので翌年度回しにするんだという、そういう御説明もちょっとお聞きしたわけなんですかども、やはりこういう土地の先行取得というようなのは、先に延びれば延びるほど土地の代金といふものは高くなるんですから、なるべく早くしてやつたほうがいいんじやないか、こんなふうに思うわけなんです。それで、今回県だけやって市町村を抜いたのは一体どういうわけなのかお聞きしたい。

○説明員(横手正君) 今年度の追加措置としましては、道府県分のみに限つておりますが、これは実は関連の国の補正予算並びにいま御審議願つております改正法案、これが成立いたしましたあとにおきまして、事務処理といしましては、地方団体につきまして普通交付税の再算定の事務を行なわなければならぬわけでござります。そういうふうなのがござりますので、時間的な面からやむを得ず道府県分のみに限つております。

なお、市町村分につきましては、明年度算入対象の市町村の範囲を拡充いたすことを予定しておりますが、それによりまして算入の総額自体も増額させる意向で、単位費用の決定を行なつておるわけでございます。

○原田立君 基本的なことを言うことになるんですけども、土地開発基金のようなそういう性格のものは、本来ならば起債によつて行なうべきではないか、それで交付税等の中に入れるのは少し筋が違うのじゃないか、こう思うのです。ところが実際は交付税に入つてある。土地開発基金は今

後は起債等によつて行なつていく、そういう方向にすべきではないかと基本的には思うのですが、そこの点の見解はどうですか。

○政府委員(長野士郎君) お話のような御意見金に対する、どう申しますか、需要が非常に大きいのは、土地の先行取得という関係では、やはり相当彈力的に——と申しますことは、ある程度具体的な計画ということがはつきりいたします前に

も、やはり土地の取得といふものはなるべく早くすることがどうしても関連をしてまいりまして、何かわからぬものに一般的に起債を充当するという形が、どうしても起債の許可の性質からいたしまして、とりにくいわけでございます。また同時に、基金は、健全な運営といふ意味では、基金を一定期間循環さまして、そうして土地の先行取得に充てるということが非常に有効なわけでございますが、そういう点では、起債でございますといふと、やはりそこに一定の土地の値上がりということももちろんござりますけれども、同時に起債の許可といふものが、具体的なものについて、確定したものに許可をするという形になりますので、非常に制約もありますし、またそれについての利子負担といふこともありますので、弾力的な運用が欠けるくらいが非常に多いわけでございます。しかし、現在は、この両者を二つ組み合わせまして、合理的な便利なような運用ができる私どもは期待しておるわけでございます。と申しますの

する要求というものが非常に強いわけでございまして、いまの土地開発基金費でもなお不十分といふようなかつこうでございますので、土地の先行取得債のほうも増額をいたしまして、そうしてその先行取得の需要に充てていきたいと思つております。

○委員長(山内一郎君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後四時二十五分散会

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十四日)

一、地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

昭和四十五年三月二十七日印刷

昭和四十五年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局